

豊橋市立吉田方小学校PTA会則

第1章（名称及び事務局）

第1条 本会は豊橋市立吉田方小学校PTAと称する。

第2条 本会は事務局を吉田方小学校に置く。

第2章（会員）

第3条 本会は下記会員で構成する。

1. 正会員 児童の父母（又は監護者）及び教職員
2. 特別会員 校区在住の有志者
3. 会員の入退会については、豊橋市立吉田方小学校PTA（細則）に定めるものとする。

第3章（目的及び活動）

第4条 本会の目的は、家庭、学校、校区における児童の福祉を増進、民主教育の万全を期するため、緊密な協力体制と計画の実践化をはかるものとする。

第5条 本会の目的を達成するため、下記の活動を行う。

1. 学校と家庭及び社会と緊密な連携による児童教育の指針確立に関すること。
2. 学校教育振興に寄与する具体的施設に関すること。
3. 児童の体位向上、福祉増進に関すること。
4. 児童の社会的な生活改善指導に関すること。
5. 会員相互の親睦、教養、その他本会の目的達成に必要と認める教育文化に関すること。

第4章（役員等）

第6条 本会に下記役員を置く。

1. その任期は、定例総会より次年度の定例総会までとする。但し再選もさしつかえない。補欠者の任期は、前任者の残存期間とする。又、委員の任期も役員に準ずる。
 - 会長 1名
 - 女性部長 1名
 - 副会長 1名
 - 書記 1名（T 1名）
 - 会計 2名（T 2名）
2. 役員及び各部長、副部長の選出は下記の通りとする。
 - (1) 役員及び各部長、副部長は、各地区の実行委員を決め、新旧合同選考会議にて決定し、本人の承諾を得、総会にて承認する。
 - (2) 但し役員、実行委員は、選考委員会にて候補者を選考することもできる。

第7条 本会に顧問、会計監査2名を置く。校長・前会長及び実行委員会の決議を経て、会長が委嘱をしたものとする。

第8条 本会の役員、顧問、会計監査は下記任務を行う。

1. 会長は、会を代表し会務を処理する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、これを代行する。
3. 会計は、会計事務を司る。
4. 書記は、記録の一切を行う。
5. 顧問は、会長の諮問に応じ会議に出席して意見を述べるができる。
6. 会計監査は、その年度の会計監査をし、定例総会に出席して意見を述べることができる。

第5章（会議）

第9条 本会の会議は定例総会、臨時総会、役員会、実行委員会、専門部会とし、その細則は別にこれを定める。

第10条 定例総会は定時これを開いて会務を報告する。但し、会員過半数の意志によって委任された事項は、委員会が代行することができる。定例総会以外の会議はすべて必要に応じて随時これを開き、会議の議長は、会長又はその代理者とする。

第6章（部会）

第11条 専門部は、本会の目的を達成するため必要に応じ組織する。その部会は、各町より選出された生活指導部、文化厚生部、広報部で構成する。学年部は年度末に次年度の学年委員を選出し組織する。

第7章（会費、改正）

第12条 本会の経費は別に定める会費及び寄付金、雑収入をもってこれに充てる。

第13条 本会会則の変更、その他の事項はすべて実行委員会において決定し、総会の承認をもとめる。

- 付則
1. 慶弔規定は別に定めるところによる。
 2. 本会則は平成9年4月1日改正
 3. 本会則は平成12年12月4日改正
 4. 本会則は平成13年12月13日改正
 5. 本会則は平成21年 2月12日改正
 6. 本会則は平成25年 4月12日改正
 7. 本会則は平成26年 2月28日改正
 8. 平成30年4月21日第3条3を追加
 9. 令和4年3月1日第6条1を追加